

令和 8 年 2 月市議会 総務委員会資料

第 3 2 号議案 長崎市宿泊税条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 宿泊税の見直し検討状況について	
(1) 宿泊税の見直し検討の経過	2～4
(2) 宿泊税見直し検討に関する報告書の概要	5～8
(3) 宿泊事業者との意見交換における意見等	9～11
(4) 意見交換後の宿泊事業者への聞き取り	11
(5) 税率の見直し（最終案）	12
(6) 税率の見直し（最終案）決定後の宿泊事業者への説明	13
2 改正の内容	
(1) 税率の改定	14
(2) 検討時期の見直し	15
(3) 宿泊税見直し検討スケジュール（案）	15
3 長崎市宿泊税条例新旧対照表	16
4 宿泊税見直し検討に関する報告書	別冊資料
5 長崎市宿泊税に関するアンケート調査結果報告書【概要版】	参考資料 1
6 令和 6 年度 長崎市日本人観光客動向分析結果報告【抜粋】	参考資料 2
7 令和 6 年度の宿泊税の活用成果とその効果	参考資料 3

財 務 部
文 化 観 光 部
令 和 8 年 2 月

1 宿泊税の見直し検討状況について

(1) 宿泊税の見直し検討の経過

ア 趣旨

・ 宿泊税は、長崎市宿泊税条例第1条の規定により、都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための目的税として、令和5年度から課税している。

また、宿泊税は、「訪問客への還元」を方針とし、「利便性」「満足度」「再訪意欲」の向上につながる事業で、使途の分類である次の「5つの柱」（宿泊税賦課費を除く）に基づき活用している。

（①サービス向上・消費拡大、②情報提供、③受入環境整備、④資源磨き、⑤緊急時の対応）

・ 同条例附則第6項に、「市長は、この条例の施行後3年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」ことになっている。

・ 令和5年度及び令和6年度は、重点的に訪問客の呼び込みのためのプロモーションや誘客促進のための事業などに活用していたが、今後は、閑散期対策をはじめ、公衆トイレの整備、多言語案内板の整備などの受入環境の整備や、ユニークベニューの利活用支援事業に取り組むなどの観光資源の磨き上げなど、宿泊税活用の効果が目に見えるかたちでの有効活用に取り組んでいきたいと考えている。

宿泊税導入時の活用額は約5億円を想定していたが、令和6年度策定の中期財政見通しでは、令和7年度以降の宿泊税は3.6億円程度にとどまる見込みである。

・ 今後も引き続き非常に厳しい財政運営となることが想定される中、現在の税率での宿泊税では、新たな取組みもさることながら、既存の取組みも十分に賄うことが難しくなることから、持続的な財源を確保するため、条例施行後3年目となる令和7年度に、宿泊税の今後の税率の見直し検討を進めてきた。

イ 検討組織

(ア) 「長崎市観光・MICE振興審議会」に小委員会を設置

(イ) 小委員会の委員構成

既存の10人の委員から5人を選定

- a 学識経験のある者
- b 観光関係団体を代表する者
- c 商工業関係団体を代表する者
- d 産業関係団体を代表する者

(敬称略・委員長、副委員長を除き五十音順)

役職	氏名	所属団体名	肩書	区分	小委員会
会長	下地 芳郎	沖縄キリスト教学院大学 観光文化学科	客員教授	学識経験	
副会長	高橋 一夫	近畿大学 経営学部	教授	学識経験	座長
	糸屋 悦子	長崎商工会議所女性会	会長	商工業関係団体	○
	井上 総一郎			市民公募	
	岩本 諭	55HUBs/ 斜面地・空き家活用団体「つくる」	代表 ／代表	観光まちづくり関係団体	
	河野 まゆ子	株式会社JTB総合研究所	執行役員 地域交流共創部長	観光関係団体	
	篠原 靖	跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部	准教授	学識経験	
	田中 雅資	一般社団法人 長崎国際観光コンベンション協会	理事長	観光関係団体	○
	陳 優継	長崎MICE誘致推進協議会	監事	産業関係団体	○
	塚島 宏明	長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合	専務理事	観光関係団体	○

ウ 検討の経過

《7月4日（金）第1回小委員会》

（ア）報告事項

- a 小委員会における協議内容（案）
- b 宿泊税施行後の状況
- c 他都市の導入状況、見直し検討状況
- d 宿泊事業者等アンケート調査結果
- e 県内自治体の検討状況

（イ）協議事項

- a 宿泊税の使途について
- b 税率について

《8月22日（金）第2回小委員会》

（ア）報告事項

- a 第1回小委員会の主な意見とその対応について

（イ）協議事項

- a 宿泊税の使途及び税率について
- b 効果の検証について
- c 見直し時期について

《9月26日（金）第3回小委員会》

（ア）報告事項

- a 第2回小委員会の主な意見とその対応について

（イ）協議事項

- a 報告書（案）について

(2) 宿泊税見直し検討に関する報告書の概要

ア 現在の宿泊税制度への意見等

(ア) 税収の使途

a 使途の方向性

- ・長崎市の宿泊税の活用方針は「訪問客への還元」としており、「利便性」「満足度」「再訪意欲」の向上に繋がる事業に充当する。観光商品の造成、PRにより集客を図り、受入環境と資源の整備を行うことを目的に、活用の5つの柱（サービス向上・消費拡大、情報提供、受入環境整備、資源磨き、緊急時の対応）を定めている。

この柱は訪問客への還元という目的に見合ったものであるため、引き続き維持していくことが適当である。

- ・長崎市への訪問客数をコロナ禍以前に早期に回復させることを目指して、導入当初は5つの柱のうち、サービス向上・消費拡大と情報提供に重点的に宿泊税を活用した経過がある。

しかしながら、訪問客、宿泊事業者、市民などが宿泊税の活用の効果を実感できるものが少ないため、受入環境整備や資源磨きなど、今後は目に見えるものに活用していくことを求めたい。

b 住民・事業者への宿泊税の使途の周知

- ・宿泊税は法定外目的税で、長崎市では訪問客の還元のために活用している。しかしながら、宿泊税の使途を含めた具体的な活用内容が訪問客や宿泊事業者、市民などに十分に伝わっていないため、分かりやすく公表することが不可欠である。

- ・今後は、実際に宿泊税を活用して整備したことが確実に伝わるように積極的な見える化について工夫するとともに、あらゆる機会を捉えた周知・広報に努めることを求めたい。

(イ) 税率体系

- ・公平性の観点からは定率制が望ましいが、段階的定額制を導入してから約2年間しか経っておらず、今回の見直しでは現状の「段階的定額制」を継続することが望ましい。

- ・事業者が徴収しやすいように段階的定額制になっているのは不自然であり、累進性の確保による公平性の観点からは定率制が望ましいため、次の宿泊税の見直し検討の際には、あらためて税率について再検討してほしい。

イ 宿泊税制度の今後の見直しの方向性

(ウ) 使途及び税率

次期戦略の基本方針(案)及び宿泊税の活用イメージ

今後の宿泊税活用(案)

※朱書きは令和9年度以降の新たな取組み

	主な取組み事例(案)	今後3年間(R9～R11)	
		総事業額	うち一財 (宿泊税対象事業費)
①サービス向上 ・消費拡大	・閑散期における宿泊促進キャンペーン ・観光地域づくりの推進(サステナブルツーリズムの推進、インバウンドニーズへの対応支援等) ・長崎ランタンフェスティバルのライトアップ延長に係る経費 ・まちなかの賑わいづくりに係る支援	8.7億円	7.4億円
②情報提供	・観光地域づくりの推進(デジタル広告、ワンストップサイトにおける情報提供など) ・ドラマ等を活用した来崎者の市内周遊促進 ・インバウンド誘致広域連携推進(デジタルノマド誘客等) ・まちなかのトイレマップ印刷	9.4億円	7.8億円
③受入環境整備	・観光地域づくりの推進(市民及び市内事業者のおもてなし機運醸成等) ・総合観光案内所運営 ・小中学生に向けた観光教育出前授業 ・超低床式路面電車導入補助 ・宿泊施設の改修補助 ・公衆トイレ改修(様式化、暖房便座への改修) ・まちなかトイレの新設補助	18億円	4.8億円
④資源磨き	・各種文化財整備事業の推進など ・稲佐山電波塔、民間施設ライトアップの運営 ・東山手・南山手の洋館活用事業 ・ライトアップ費用の省エネ化	16.2億円	3.4億円
●宿泊税賦課費	・宿泊税賦課業務に係る費用及び宿泊税特別徴収事務報償金	0.6億円	0.6億円
●基金積立	・緊急時の対応等	1.5億円	1.5億円
	3年間合計額 (年間平均)	53.9億円 (17.9億円)	25.1億円 (8.4億円)

※現在の税率の場合 税収見込み額 約3.6億円、上記の8.4億円との差額4.8億円を賄うための税率見直し検討を行う
 ※事業費については、試算上の数字であるため、今後、予算編成時に精査を行っていくものとする

(ウ) 使途及び税率

税率シミュレーション

現状

5,000円
未満

100円

5,000円
～10,000円

100円

10,000円
～20,000円

200円

20,000円
以上

500円

据置き

+200円

+100円

据置き

改定後

5,000円
未満

100円

5,000円
～10,000円

300円

10,000円
～20,000円

300円

20,000円
以上

500円

※令和9年度歳入予定額 改定前:393,743,400円
改定後:847,965,900円(454,222,500円の増)

<今回、新たに5,000円のラインを設けた理由>

- ・ 宿泊税導入時の宿泊事業者との意見交換会において、事務局提案の「一律200円」に対し、低価格の宿泊事業者にとっては負担割合が大きいとのご意見から10,000円未満を「100円」にした経緯があること
- ・ 10,000円未満の価格帯を設定している事業者のなかで、5,000円未満の価格設定をしている事業者が一定数（約60業者）いるとの現状認識のなかで、低価格の宿泊事業者の方への一定の配慮をさせていただいたこと

(ウ) 使途及び税率

・現在の長崎市における現状と課題をふまえ策定を行っている次期長崎市観光・MICE戦略に掲げる目指す交流都市像や基本方針、基本施策に基づく取組みの方向性については、今後の長崎市の観光まちづくりを推進していくうえでは、大変重要なものであり、これらの財政需要に対応するための、今回の宿泊税の使途及び税率の見直し（案）は妥当である。

しかしながら、特別徴収義務者である宿泊事業者の税の徴収事務は一定の負担があるため、特別徴収事務報償金の交付率を増やすなどの取組みの検討を求めたい。

・また、今後は宿泊税の導入自治体が増えていくことが想定されるため、他自治体の報償金の事例を引き続き調査していくことを求める。

さらに、報償金交付率の見直しではなく、他都市が実施しているような宿泊税を活用した事業者支援など徴収義務者が実質的に恩恵を受けられる事業を検討してほしい。

(エ) 効果の検証

・宿泊税活用の効果測定には実績などの数値だけでなく、利用者の声も重要となる。そのため、定量評価と定性評価の両方から分析していく必要があるが、現在の効果測定は定量での評価が多く見られた。

今後は定性的な評価も組み合わせながら検証し、宿泊税の効果が分かりやすく説明できるよう求めたい。

(オ) 見直し時期

・現在の制度に引き続き、社会経済情勢の変化等を勘案し、見直し時期は3年が望ましい。

(3) 宿泊事業者との意見交換における意見等

ア 宿泊事業者との意見交換の開催状況

- (ア) 宿泊事業者の団体との意見交換
- 1回目 (①)
期日：令和7年9月29日 (月)
参加者数：6名 (長崎旅館ホテル組合、長崎市宿泊施設協議会、社団法人日本レジャーホテル協会)
 - 2回目 (②)
期日：令和7年10月10日 (金)
参加者数：4名 (長崎旅館ホテル組合)
- (イ) 宿泊事業者との意見交換 (全体会)
期日：令和7年11月21日 (金)
参加者数：会場21名、オンライン25名 計 46名
※事前資料郵送済 199事業者
メール、FAXによる意見等 (11/25現在)：9事業者

イ 宿泊税の使途に関する意見 (199事業者中17者から意見あり)

市の回答 (見解)

- ・使途の実績報告はもっと分かりやすく、観光客向けにも伝わる内容にしてほしい。【(ア) (①)】 【(ア) (②)】
- ・宿泊税を徴収してよかったという実感を体感できるかどうか、施策を検証してほしい。【(イ)】
- ・宿泊税の恩恵がまだイメージできない。これからは目に見える施策を一緒に考えていけたらと思っている。定期的な意見交換の場を設けてほしい。【(イ)】
- ・3年間で活用が目玉実績がない。【(ア) (①)】

- ⇒実績は定量的な評価だけでなく、定性的な評価も組み合わせ、効果が分かりやすい説明を行う。
- ⇒宿泊事業者と定期的な意見交換の場を設け、より効果の見える事業への活用を行う。
- ⇒閑散期における宿泊キャンペーンなどに取り組むことを考えている。

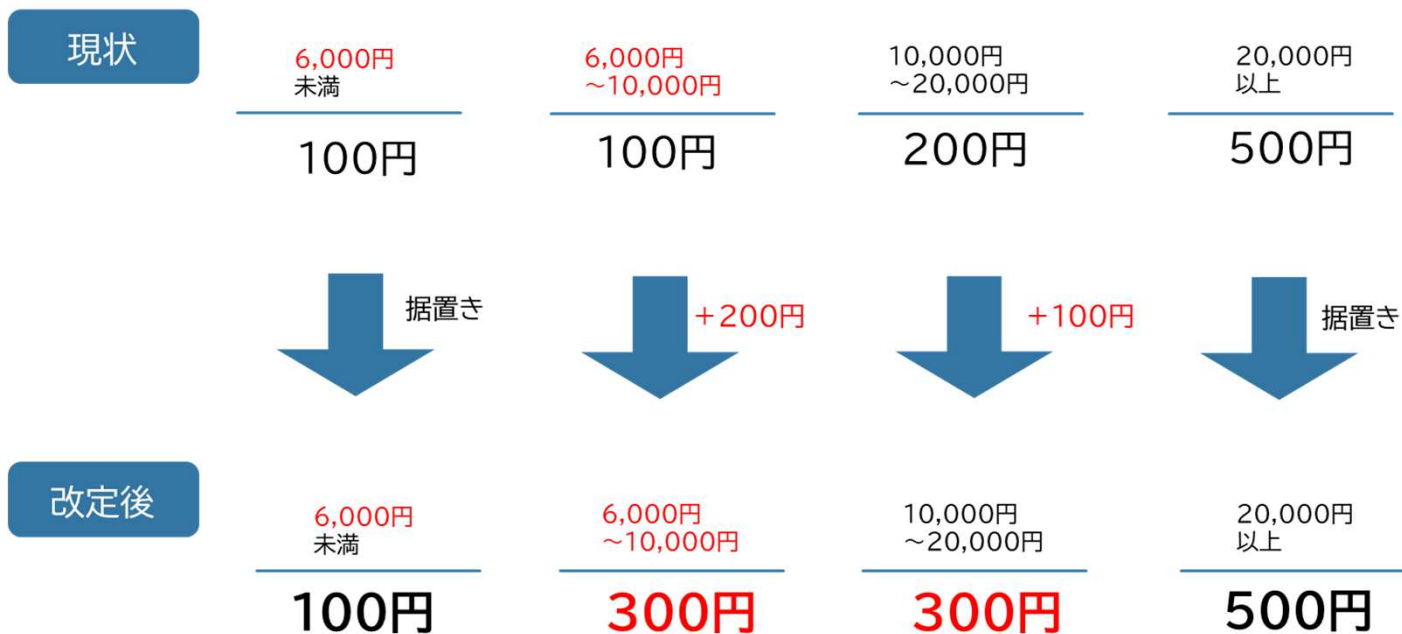
ウ 宿泊税の徴収額に関する意見 (199事業者中21者から意見あり)	市の回答（見解）
・基本的に、おそらく影響はない。値段が少し上がるというのは客に若干の負担はかかるものの、全体的に税収が増えた分得多言語案内など客へのいろんな案内ができるというのは、プラスに転じると思う。【（イ）】 ・300円は他地域と比べて高い。200円でもよい。【（ア）（①）】 ・レジャーホテルにおいては、1人300円でも、2人だと600円と負担が大きい。【（ア）（①）】【（イ）】	⇒次期「長崎市観光・MICE戦略」の基本方針、基本施策に基づく取組みの方向性に基づき、観光まちづくりを推進するための財政需要からシミュレーションし、税率を設定した。
・当施設では、宿泊料金は4,000円～5,000円になることが多いが、5,000円未満の宿泊税100円と、6,000円の300円では、6,000円の方が負担感が大きい。5,000円で線引きをしているため、このような負担感の差が出ている。5,000円のラインを6,000円や7,000円まで引き上げるなど再検討してほしい。【（ア）（②）】【（イ）】	⇒観光まちづくりを推進するための財政需要からシミュレーションして税率を設定したものであるが、その中で、低廉な宿泊料金を利用する宿泊者の負担を軽減するために、5,000円を基準として設定した。
・宿泊客の負担割合を考慮し、一律にしなかった経緯があったと認識している。徴収事務の手間を省くためにも一律にしてほしい。【（ア）（②）】 ・修学旅行も課税免除ではなく徴収してもいいのではないか。【（ア）（①）】【（イ）】 ・自動精算機を導入している施設は宿泊税の税率が改定されればプログラムの改修が必要となるため、改修費用は補助してもらいたい。【（イ）】	⇒10,000円前後の宿泊料金の徴収事務の負担軽減を図るため、この境界をなくして設定した。 ⇒修学旅行などの学校行事は公益性があること、また、将来のリピーターの獲得と、地域間競争に勝つために、今後も課税免除を継続する。 ⇒改修に必要な経費については、その一部を補助することについて、令和8年度予算において検討中である。

エ 宿泊税特別徴収事務報償金に関する意見 (199事業者中2者から意見あり)	市の回答（見解）
・徴収の手間に対して報償金が少ないため、もっと報償金を出してほしい。【（ア）（①）】【（ア）（②）】 ・3割は現地でのクレジット決済。宿泊税のみ現金でとは言えないため、キャッシュレスで徴収している。そうすると、手数料はこちらが負担しているため、最低でも3～5%くらいはもらわなければ割に合わない。【（ア）（②）】 ・報償金を上げるより、補助金や他の支援のほうが効果的。【（ア）（①）】	⇒全国の実施自治体の状況を踏まえ2.5%からの引き上げを行うよりも、宿泊事業者が実質的な恩恵を享受できる事業を検討する。

(4) 意見交換後の宿泊事業者への聞き取り

宿泊事業者（主に民宿、ビジネスホテル、レジャーホテル）からの意見
・宿泊料金は3年前の導入時と比較して上昇しており、現在は平日においても宿泊料金が5,000円未満となることはなく6,000円未満であること、また、長期滞在する工事関係者の利用が多いため、当該関係者にとっての宿泊税の負担増が事業運営に影響を与えるのではないかと懸念を持っている。【民宿】
・宿泊料金については、シングル利用で7,000円～8,000円の間で価格を設定している。また、1室に対し2人での宿泊でも1人あたり5,000円以下の価格設定はしていないため、仕事で長期滞在となる人に対する税の負担が大きく、税率300円になると徴収しづらい。【ビジネスホテル】
・繁忙期を除くと、2人の宿泊で宿泊料金が12,000円を超えることは土、日でもなかなかない。基本は12,000円以下なので6,000円未満までで税率区分のラインを引いてもらえれば、これまでと同一の金額を徴収することができる。【レジャーホテル】

(5) 税率の見直し(最終案)



【税率改定後の税収見込み】

		宿泊料金				計
		6,000円未満	6,000円以上 10,000円未満	10,000円以上 20,000円未満	20,000円以上	
9年度予算	宿泊客数	304,468人	1,895,427人	591,497人	110,909人	2,902,301人
	税率/税収額	100円	300円	300円	500円	831,978,500円
10年度予算 (11年度同額)	宿泊客数	304,468人	1,924,069人	600,400人	111,346人	2,940,283人
	税率/税収額	100円	300円	300円	500円	843,460,500円

(6) 税率の見直し(最終案)決定後の宿泊事業者への説明

ア 宿泊事業者への説明会（全体向け）の開催状況

期日：令和8年1月30日（金）

参加者数：会場16名、オンライン15名 計31名

※事前資料郵送済 199事業者

イ 宿泊事業者からの意見

《民泊》

- ・ 宿泊税は当初目標の年間5億円に対し、実績は約2.9億円にとどまっているため、まずは現行税率で目標達成を目指すべき。
- ・ 審議会に税を使う側の関係者が含まれており、公平性に疑念を招く恐れがあるため、小規模民泊やレジャーホテルの経営実態を理解する事業者も参加させてほしい。
- ・ 県でも宿泊税が検討されているため、二重課税や公平な税率について、県担当者を交えた協議が必要。

《ビジネスホテルA》

- ・ 「6,000円未満」の区分は実務が煩雑なため、現行の「10,000円未満」区分を維持してほしい。

《民宿》

- ・ 6,000円未満の区分は徴収実務上扱いやすく、長期滞在者の負担軽減にもつながるため賛成。

《ビジネスホテルB》

- ・ 現状は、見る観光が多いと思う。体験型の観光コンテンツを増やしてほしい。

2 改正の内容

(1) 税率の改定（宿泊税条例第5条関係）

ア 改正の内容

現 行		見直し後	
宿泊料金	税 率	宿泊料金	税 率
10,000円未満	100円	6,000円未満	100円
10,000円以上 20,000円未満	200円	6,000円以上 20,000円未満	300円
20,000円以上	500円	20,000円以上	500円

【参考】宿泊税の制度の主な内容（現行）

課税客体 (税金のかかる対象)	市内の宿泊施設への宿泊行為
納税義務者	市内の旅館・ホテル、住宅宿泊事業に係る施設への宿泊者
税率	宿泊者1人1泊あたり ・10,000円未満 100円 ・10,000円以上 20,000円未満 200円 ・20,000円以上 500円
課税免除	・修学旅行等の宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒及び引率者 ・宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒及び引率者
導入時期	令和5年4月1日

イ 施行期日

市長が定める日（宿泊税に係る制度変更に関する総務大臣の同意が得られた後に、規則で定める日とする。現時点では令和9年4月1日を目指している。）

(2) 検討時期の見直し（宿泊税条例附則第6項関係）

ア 改正の内容

宿泊税に係る制度の検討時期について、次のとおり見直す。

【見直し前】 宿泊税導入（令和5年4月1日）開始から3年ごと

【見直し後】 宿泊税に係る制度（見直し後の制度を含む）
適用開始から3年ごと

【見直し前のイメージ】

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
見直し前	1年目	2年目	3年目	1年目	2年目	3年目	1年目
	施行		検討			検討	

【見直し後のイメージ】

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
見直し後	1年目	2年目	3年目		1年目	2年目	3年目
	施行		検討	総務省協議	施行		検討

新制度の適用開始から3年目に検討

制度の見直しにあたっては、「総務省協議」などに要する期間を経て新制度の適用を開始することになるが、現行においては、宿泊税導入開始（令和5年4月1日）から3年ごとに制度の検討を行うこととしているため、新制度の適用開始から次の検討までに十分な検証期間が設けられない場合がある。

このことから、新制度の適用開始から3年ごとに検討を行うことで、十分な検証期間が確保できる。

イ 施行期日

公布の日

(3) 宿泊税見直し検討スケジュール（案）

	R7年度												R8年度												R9年度			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
宿泊税条例改正																												
総務省同意																												
宿泊事業者説明																												
新制度周知																												
新制度開始																												

R9.4 START

3 長崎市宿泊税条例新旧対照表

新	旧
(税率) 第5条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 宿泊料金が<u>6,000円</u>未満である場合 100円 (2) 宿泊料金が<u>6,000円</u>以上20,000円未満である場合 <u>300円</u> (3) 宿泊料金が20,000円以上である場合 500円 附 則 (検討) 6 市長は、この条例の施行後3年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 <u>7 前項の規定により当該所要の措置を講じた場合における同項の規定の適用については、同項中「この条例の施行後」とあるのは、「改正後の長崎市宿泊税条例の施行の日（所要の措置を講じるための施行の日であって、直近のものに限る。）後」とする。</u>	(税率) 第5条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 宿泊料金が<u>10,000円</u>未満である場合 100円 (2) 宿泊料金が<u>10,000円</u>以上20,000円未満である場合 <u>200円</u> (3) 宿泊料金が20,000円以上である場合 500円 附 則 (検討) 6 市長は、この条例の施行後3年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 [新設]